

日本学生支援機構寄附金事業 「JASSO 災害支援金」の ご案内

元奨学生や篤志家の方々などから

寄せられた寄附金を基に

「JASSO 災害支援金」事業を実施しています。

自然災害等により、学生・生徒又はその生計維持者の居住する住宅に半壊若しくは床上浸水以上の被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした学生・生徒が、一日も早く通常の学生生活に復帰し、学業を継続できるよう JASSO 災害支援金の支給を行います。

詳細はこちら

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>

JASSO 災害支援金の申込みは、学校の担当窓口へ



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

「JASSO 災害支援金」申請から支給までの流れ

自然災害等で居住する住宅に半壊以上等の被害発生（学生・生計維持者）



申請書類提出（学生⇒学校）



推薦（学校⇒JASSO）

※データの送信と推薦書類の郵送



日本学生支援機構（JASSO）での審査



審査結果の通知（JASSO⇒学校⇒学生）



「JASSO 災害支援金」の振込み

日本人学生 （ JASSO ⇒ 学生 ）

外国人留学生（JASSO⇒学校⇒学生）



受領報告書の提出（学校⇒JASSO）※外国人留学生のみ

JASSO 災害支援金

1.本事業の目的

自然災害等により、学生又はその生計を維持する者が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた場合に、学生生活の継続に支障をきたした学生が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、日本学生支援機構（以下、「JASSO」という。）が実施する事業です。

2.申請資格

次の(1)～(3)**全て**に該当する学生（学部学生・大学院生・通信教育部学生・外国人留学生）。

(1)日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程に在学中の学生等（外国人留学生を含む）。

(2)自然災害等の発生により、**居住する住宅**（当該学生又はその生計を維持する者が生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅をいう。以下同じ。）に、**半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む。）**若しくは**床上浸水以上の被害を受けた場合、又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続（以下、「長期避難」という。）した場合。**

(3)学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める学生等。

※ 科目等履修生、研究生、聴講生等は除きます。

※ 成績不振により留年中（成績自体に問題はないが、学籍異動（休学・留学等）のため同一学年を引き続き再履修している学生を除く。）に発生した災害は対象外です。

※ 入学前・休学中に発生した災害は対象外です。

※ 同一の災害につき、申請は1回とします。

※ JASSO の貸与・給付奨学金利用の有無は問いません。また、他団体の経済的支援を受けていても申請することができます。

3.支給額

10 万円 ※ 返還不要

4.申請書類

申請書類は次の中央大学公式 Web サイトの奨学金ページからダウンロードしてください。

【参考】JASSO 災害支援金に関する日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>



【本学公式 Web サイト> 学生サポート> 奨学金】

<https://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/scholarship/>



5.支援金の申請方法

指定の申請書類を中央大学の各担当窓口（下記参照）まで提出してください。

6.申請書類の提出期限

自然災害等の申請事由の発生月の翌月から起算して6か月を超えない期間内かつ当該学生等が在学中である必要があります。

災害	大学への書類提出期限
トカラ列島近海を震源とする地震にかかる災害 【鹿児島県】 鹿児島郡十島村（法適用日：令和7年7月3日）	2025年12月3日（水）
令和7年3月23日に発生した林野火災にかかる災害 【愛媛県】 今治市、西条市（法適用日：令和7年3月23日）	2025年8月25日（月）
令和7年岩手県大船渡市における大規模火災にかかる災害 【岩手県】 大船渡市（法適用日：令和7年2月26日）	2025年7月28日（月）
令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪にかかる災害 【新潟県】 南魚沼市（法適用日：令和7年2月20日）	2025年7月22日（火）
令和7年2月4日からの大雪による災害 【福島県】 会津若松市、喜多方市、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町（法適用日：令和7年2月7日） 岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町（法適用日：令和7年2月9日） 【新潟県】 長岡市、東蒲原郡阿賀町（法適用日：令和7年2月7日） 十日町市、魚沼市（法適用日：令和7年2月9日）	2025年7月9日（水）

7.審査結果の通知および支援金の支給について

JASSOにおける審査結果（支給の可否）は、大学から通知します。また、支給対象者には、JASSOから指定口座に支援金が振り込まれます。

※ 審査結果は、申請書類を大学で受領した月の翌月の上旬頃に個別に連絡します。

※ 支給日は審査結果通知により通知します（概ね通知の 1 週間以内）。

8.申請書類の提出先（各担当窓口） ※ 不明な点は各担当窓口までお問合せください。

申請書類は、各担当窓口まで、必ず記録が残る郵送方法（書留、簡易書留、特定記録、レターパック、レターパックライト等）でお送りください。

ご連絡・ご質問は下記お問い合わせフォームよりお願いします。

※ 順次確認しますので、回答まで数日お時間をいただく場合があります。あらかじめご了承ください。

対象	担当窓口	お問い合わせフォーム QR コード
多摩・茗荷谷 キャンパス通学生	奨学課（多摩キャンパス 6 号館地下 1 階） 〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1 https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=48	
在留資格「留学」の学生※	国際センター（多摩キャンパス 11 号館 2 階） 〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1 https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=55	
後樂園・市ヶ谷田町 キャンパス通学生	都心学生生活課（後樂園キャンパス 1 号館 1 階） 〒112-8551 東京都文京区春日 1-13-27 https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=44	
ロースクール通学生	法科大学院事務課（市ヶ谷キャンパス） 〒162-8473 東京都新宿区市谷本村町 42-8 https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=26	
ビジネススクール通学生	ビジネススクール事務室（後樂園キャンパス 3 号館 13 階） 〒112-8551 東京都文京区春日 1-13-27 https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=27	
通信教育部学生	通信教育部事務室教務課（多摩キャンパス 10 号館） 〒192-0351 東京都八王子市東中野 742-1 https://www.tsukyo.chuo-u.ac.jp/current/contact/online/	

※ 後樂園キャンパスに通学している在留資格「留学」の学生は理工学部事務室へ書類を提出してください。